

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同法により個人に課せられる「森林環境税」及び適切な森林整備のために地方自治体に譲与される「森林環境譲与税」が創設された。

しかし、沖縄県における森林整備は、その歴史的背景から市町村有林を主体に実施しているが、現在の森林環境譲与税の譲与基準には市町村有林は含まれておらず、そのことによる財源不足から森林環境譲与税の本来の目的である森林の整備による施策、人材の育成及び確保等が難しい状況となっている。

さらに、近年は集中豪雨や台風等により土砂崩れや浸水などの自然災害も多く発生しており、森林環境譲与税を活用し県土保全や森林の持つ水源涵養等の公益的機能のさらなる強化が必要となっている。

以上のことから、名護市議会は下記の事項について強く要請する。

記

- 1 森林を多く有する市町村へ森林環境譲与税の配分を多くするよう譲与基準の見直しを行うこと。
- 2 沖縄県における森林整備は、主として市町村有林で実施していることから、譲与基準に市町村有林を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

沖縄県名護市議会

宛先 総務大臣、農林水産大臣